

○厚生労働省告示第百十二号  
 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二十三条の八第二項の規定により、同法第二十三条の二の二十三第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた登録認証機関であるテュフ・ライランド・ジャパン株式会社について、その業務の範囲を次のように変更する旨の届出があったので、同法第二十三条の八第三項の規定に基づき公示する。  
 令和元年九月九日  
 厚生労働大臣 根本 匠

登録番号	名称	変更前の業務の範囲	変更後の業務の範囲	変更の日
A B	テュフ・ライランド・ジャパン株式会社	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の二十三第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する管理医療機器のうち次に掲げるものに限る。</p> <p>一 能動型植込み機器（工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づき日本工業規格（以下「T〇六〇〇一〇一」という）に適用となるものに限る。）</p> <p>二 能動型植込み機器（日本工業規格T〇六〇〇一〇一の適用となるものを除く。）</p> <p>三 麻酔・呼吸用機器（日本工業規格T〇六〇〇一〇一の適用となるものに限る。）</p> <p>四 麻酔・呼吸用機器（日本工業規格T〇六〇〇一〇一の適用となるものを除く。）</p> <p>五 歯科用機器（日本工業規格T〇六〇〇一〇一の適用となるものに限る。）</p> <p>六 歯科用機器（日本工業規格T〇六〇〇一〇一の適用となるものを除く。）</p> <p>七 医用電気機器</p> <p>八 施設用機器（日本工業規格T〇六〇〇一〇一の適用となるものに限る。）</p> <p>九 施設用機器（日本工業規格T〇六〇〇一〇一の適用となるものを除く。）</p> <p>十 非能動型植込み機器（日本工業規格T〇六〇〇一〇一の適用となるものに限る。）</p> <p>十一 非能動型植込み機器（日本工業規格T〇六〇〇一〇一の適用となるものを除く。）</p> <p>十二 眼科及び視覚用機器（日本工業規格T〇六〇〇一〇一の適用となるものに限る。）</p> <p>十三 眼科及び視覚用機器（日本工業規格T〇六〇〇一〇一の適用となるものを除く。）</p>	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の二十三第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する管理医療機器のうち次に掲げるものに限る。</p> <p>一 欠番</p> <p>二 欠番</p> <p>三 麻酔・呼吸用機器（産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づき日本産業規格（以下「T〇六〇〇一〇一」という）に適用となるものに限る。）</p> <p>四 麻酔・呼吸用機器（日本産業規格T〇六〇〇一〇一の適用となるものに限る。）</p> <p>五 歯科用機器（日本産業規格T〇六〇〇一〇一の適用となるものに限る。）</p> <p>六 歯科用機器（日本産業規格T〇六〇〇一〇一の適用となるものを除く。）</p> <p>七 医用電気機器</p> <p>八 施設用機器（日本産業規格T〇六〇〇一〇一の適用となるものに限る。）</p> <p>九 施設用機器（日本産業規格T〇六〇〇一〇一の適用となるものを除く。）</p> <p>十 非能動型植込み機器（日本産業規格T〇六〇〇一〇一の適用となるものに限る。）</p> <p>十一 非能動型植込み機器（日本産業規格T〇六〇〇一〇一の適用となるものを除く。）</p> <p>十二 眼科及び視覚用機器（日本産業規格T〇六〇〇一〇一の適用となるものに限る。）</p> <p>十三 眼科及び視覚用機器（日本産業規格T〇六〇〇一〇一の適用となるものを除く。）</p>	令和元年七月四日

<p>十四 再使用可能機器（日本工業規格T〇六〇一―の適用となるものに限り）</p> <p>十五 再使用可能機器（日本工業規格T〇六〇一―の適用となるものを除く）</p> <p>十六 単回使用機器（日本工業規格T〇六〇一―の適用となるものに限り）</p> <p>十七 単回使用機器（日本工業規格T〇六〇一―の適用となるものを除く）</p> <p>十八 家庭用マツサイジ器、家庭用電気治療器及びその関連機器</p> <p>十九 補聴器</p> <p>二十 放射線及び画像診断機器（日本工業規格T〇六〇一―の適用となるものに限り）</p> <p>二十一 放射線及び画像診断機器（日本工業規格T〇六〇一―の適用となるものを除く）</p>	<p>十三 眼科及び視覚用機器（日本工業規格T〇六〇一―の適用となるものを除く）</p> <p>十四 再使用可能機器（日本工業規格T〇六〇一―の適用となるものに限り）</p> <p>十五 再使用可能機器（日本工業規格T〇六〇一―の適用となるものを除く）</p> <p>十六 単回使用機器（日本工業規格T〇六〇一―の適用となるものに限り）</p> <p>十七 単回使用機器（日本工業規格T〇六〇一―の適用となるものを除く）</p> <p>十八 家庭用マツサイジ器、家庭用電気治療器及びその関連機器</p> <p>十九 補聴器</p> <p>二十 放射線及び画像診断機器（日本工業規格T〇六〇一―の適用となるものに限り）</p> <p>二十一 放射線及び画像診断機器（日本工業規格T〇六〇一―の適用となるものを除く）</p>